平成二十一年五月

臨時島根県議会議案(条例)

		目	次	
Ē	島根県手数料条例の一部	を改正する条例		1

第85号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料の新設

手数料を納めなければなら ない者	手 数 料 の 額
(1) 長期優良住宅建築等計	
画(以下「計画」という。)	
の認定を受けようとする	
者	
ア 一戸建ての住宅の場	45,000円(適合証(登録住宅性能評
合	価機関が作成した長期優良住宅の普
	及の促進に関する法律に規定する認
	定基準のうちの特定の基準(以下「特
	定の基準」という。) に適合してい
	ることを示す書類をいう。以下同
	じ。) の提出がある場合にあっては、
	6,000円)
イ 共同住宅等の場合	
(ア) 床面積の合計が	104,000円(適合証の提出がある場
500平方メートル以	合にあっては、12,000円)を計画の
内のもの	認定の申請の数(以下「認定申請数」
	という。)で除して得た額
(4) 床面積の合計が	164,000円(適合証の提出がある場

500平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの

- (ウ) 床面積の合計が 1,000平方メートル を超え3,000平方メ ートル以内のもの
- (エ) 床面積の合計が 3,000平方メートル を超え5,000平方メ ートル以内のもの
- (オ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方メ ートル以内のもの
- (カ) 床面積の合計が 10,000平方メートル を超え20,000平方メ ートル以内のもの
- (キ) 床面積の合計が 20,000平方メートル を超え30,000平方メ ートル以内のもの
- (ク) 床面積の合計が 30,000平方メートル を超えるもの
- (2) 計画の変更の認定を受けようとする者((4)に掲げる者を除く。)

ア 一戸建ての住宅の場合

合にあっては、21,000円) を認定申 請数で除して得た額

324,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、30,000円) を認定申請数で除して得た額

580,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、56,000円) を認定申請数で除して得た額

996,000円(適合証の提出がある場合にあっては、96,000円)を認定申請数で除して得た額

1,814,000円(適合証の提出がある 場合にあっては、155,000円)を認 定申請数で除して得た額

2,591,000円 (適合証の提出がある 場合にあっては、190,000円) を認 定申請数で除して得た額

3,174,000円 (適合証の提出がある 場合にあっては、203,000円) を認 定申請数で除して得た額

23,000円 (変更後の計画に係る適合 証 (変更の認定を受けようとする計

画について登録住宅性能評価機関が 作成した特定の基準に適合している ことを示す書類をいう。以下同じ。) の提出がある場合にあっては、 3,000円)

- イ 共同住宅等の場合
 - (ア) 計画の変更に係る 部分(床面積の増加 に係る部分を除く。) の床面積の2分の1 に係る部分のうち床 面積の増加に係る部 分の床面積との合計 (以下「変更に係る 床面積の合計」とい う。) が500平方メー トル以内のもの
 - の合計が500平方メ ートルを超え1,000 平方メートル以内の **もの**
 - の合計が1,000平方 メートルを超え 3,000平方メートル 以内のもの

104,000円(変更後の計画に係る適 合証の提出がある場合にあっては、 12,000円)を計画の変更の認定の申 請の数(以下「変更認定申請数」と の面積と計画の変更 | いう。) で除して得た額

(4) 変更に係る床面積 164,000円 (変更後の計画に係る適 | 合証の提出がある場合にあっては、 | 21,000円) を変更認定申請数で除し て得た額

(ウ) 変更に係る床面積 324,000円 (変更後の計画に係る適 | 合証の提出がある場合にあっては、 30,000円)を変更認定申請数で除し て得た額

(エ) 変更に係る床面積 | 580,000円 (変更後の計画に係る適 の合計が3,000平方 | 合証の提出がある場合にあっては、 メートルを超え | 56,000円) を変更認定申請数で除し

5,000平方メートル て得た額 以内のもの

- の合計が5,000平方 メートルを超え 10,000平方メートル 以内のもの
- (カ) 変更に係る床面積 の合計が10,000平方 メートルを超え 20,000平方メートル 以内のもの
- の合計が20,000平方 メートルを超え 30,000平方メートル 以内のもの
- (ク) 変更に係る床面積 の合計が30,000平方 メートルを超えるも \mathcal{O}
- (3) 長期優良住宅の普及の 促進に関する法律の規定 により建築基準法に規定 する建築基準関係規定に 適合するかどうかの審査 を受けようとする者

(オ) 変更に係る床面積 | 996,000円 (変更後の計画に係る適 合証の提出がある場合にあっては、 96,000円)を変更認定申請数で除し て得た額

> | 1,814,000円(変更後の計画に係る 適合証の提出がある場合にあって | は、155,000円)を変更認定申請数 で除して得た額

(キ) 変更に係る床面積 | 2,591,000円 (変更後の計画に係る ┃適合証の提出がある場合にあって |は、190,000円)を変更認定申請数 で除して得た額

> 3,174,000円 (変更後の計画に係る 適合証の提出がある場合にあって は、203,000円)を変更認定申請数 で除して得た額

計画の認定を受けようとする住宅又 は計画の変更の認定を受けようとす る住宅の床面積の合計及び昇降機の 数に応じて島根県建築基準法施行条 例の規定の例により算出した額(工 作物を築造する場合にあっては当該 工作物の数に応じて同条例の規定の 例により算出した額を、構造計算適 合性判定を要する部分が含まれる場 合にあっては当該部分の床面積の合

計に応じて同条例の規定の例により 算出した額に100分の105を乗じて得 た額を加えた額) 3,000円 (4) 計画の変更(譲受人を 決定した場合の変更に限 る。) の認定を受けよう とする者 (5) 計画の認定に基づく地 3,000円 位の承継の承認を受けよ うとする者 施行期日 3 平成21年6月4日から施行する。